令和３年　第１回上島町議会定例会会議録（２日目）			
招集年月日	令和３年３月１９日（金）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開　　　会	令和３年３月１９日　午前１０時００分宣告		
応招議員	１	１番　徳永　貴久	
	２	２番　林　　敬生	
	３	３番　藤田　徹也	
	４	４番　山上　耕司	
	５	５番　宮地　利雄	
	６	６番　林　　康彦	
	７	７番　池本　光章	
	８	８番　藏谷　重文	
	９	９番　寺下　滿憲	
	１０	１０番　亀井　文男	
	１１	１１番　濱田　高嘉	
	１２	１２番　池本　興治	
	１３	１３番　大西　幸江	
	１４	１４番　前田　省二	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	１	町　　　長	上村　俊之
	２	副　町　長	河端　光法
	３	教　育　長	髙橋　典子
	４	総務課長	中辻　　洋
	５	健康推進課長	大本　一明
	６	農林水産課長	黒瀬　智貴
	７	魚島支所長	小林　　薫
	８	消　防　長	濱田　将典
	９	建設課長	山本　九十九
	１０	企画情報課長補佐	檜垣　明宏
	１１	住民課長	今井　　稔
	１２	商工観光課長	澤田　一政
	１３	公共交通課長	村上　和彦
	１４	生活環境課長	越智　康浩
	１５	教育課長	梨木　善彦
	１６	海光園長	角濱　信夫
議員・職員以外で会議に出			

<table>
<tr><td>席
し　た　者</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会議に職務のため出席した者の職　氏　名</td><td>1
2
3</td><td>議会事務局　局　長
議会事務局　専門員
議会事務局　会計年度任用職員</td><td>蓼原　洋 樹
東　秀 彦
久 保　真 弓</td></tr>
<tr><td>町長提出議案の題目</td><td colspan="3">1　専決処分事項の報告について（岩城漁港西防波堤機能保全工事請負契約の一部変更について）
2　令和２年度上島町一般会計補正予算（第９号）
3　令和３年度上島町一般会計予算
4　令和３年度上島町国民健康保険事業会計予算
5　令和３年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算
6　令和３年度上島町へき地出張診療所事業会計予算
7　令和３年度上島町後期高齢者医療事業会計予算
8　令和３年度上島町公共下水道事業会計予算
9　令和３年度上島町簡易水道事業会計予算
１０　令和３年度上島町ＣＡＴＶ事業会計予算
１１　令和３年度上島町農業集落排水事業会計予算
１２　令和３年度上島町介護保険事業会計予算
１３　令和３年度上島町介護サービス事業会計予算
１４　令和３年度上島町浄化槽事業会計予算
１５　令和３年度上島町魚島船舶事業会計予算
１６　令和３年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算
１７　令和３年度上島町生名船舶事業会計予算
１８　令和３年度上島町上水道事業会計予算
１９　上島町インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について
２０　町道路線の変更について
２１　上島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>その他の題　目</td><td colspan="3">1　上島町議会会議規則の一部を改正する規則
2　地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）
3　藤田徹也議員に対する問責決議案
4　閉会中の継続調査申出について</td></tr>
<tr><td>日　程</td><td colspan="3">議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第２１条）</td></tr>
<tr><td>会議録署名議員の氏　名</td><td colspan="3">議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
９番・議員 寺 下 滿 憲
10 番・議員 亀 井 文 男</td></tr>
<tr><td>会　期</td><td colspan="3">令和３年３月９日～３月２２日（１４日間）</td></tr>
</table>

傍聴者数	８名（男　６名・女　２名）

◎　開議の宣告

〇（前田 省二 議長）

ただ今の出席議員は全員です。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名

〇（前田 省二 議長）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、９番・寺下 議員、１０番・亀井 議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第２、報告事項第１号

〇（前田 省二 議長）

はじめに、日程第２、報告事項第１号、「専決処分事項の報告について（岩城漁港西防波堤機能保全工事請負契約の一部変更について）」の報告をお願いします。

〇（山本九十九 建設課長）（挙手）はい、議長。

〇（前田 省二 議長）はい、山本建設課長。

〇（山本九十九 建設課長）はい。

それでは、報告事項第１号「岩城漁港西防波堤機能保全工事請負契約の一部変更について、専決処分事項の説明をいたします。

本案件は、地方自治法第１８０条第１項及び第２項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項について専決処分を行ったので、議会に報告するものです。

１．専決事項　　岩城漁港西防波堤機能保全工事請負契約の一部変更について

２．専決事項の内容

現請負金額　　５，４４５万円

変更請負金額　５，４１２万４千円

減少額　　　　　　３２万６千円

変更内容について説明いたしますので、参考資料をご覧ください。

防食工の平面図を添付しております。施工延長及び数量については変更はございませんが、現場精査により使用材料の数量が減少したため３２万６千円の減額となっております。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

以上、報告がありました。これで報告事項を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第３、議案第４５号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程３、議案第４５号、「令和２年度上島町一般会計補正予算（第９号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（河端 光法 副町長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長）河端副町長。

○（河端 光法 副町長）

議案第４５号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第９号）」の説明をいたします。

まず、今回の補正予算についてですが、上島町としては、早急にフェスパの経営検証の検討が必要であると判断し、総合支所緊急対策費を充てて事業を進めていく計画でございました。先日の予算審議を受けて検討した結果、フェスパ検証委員会事業予算は、撤回し、予算としては取り下げをいたします。

それでは、具体的な説明をいたしますので、予算書の１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３億５，８００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ８３億６，２００万円といたします。

次に、第２項の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、お手許の予算説明資料№.１「令和２年度３月補正予算の概要」をお願いいたします。

一般会計補正予算（第８号）からの修正点について説明いたしますので、１ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス３億５，８００万円といたしました。

２ページをお願いいたします。

繰入金マイナス２億７，８００万円。これは、総合支所緊急対策費を２００万円減額したことから、減債基金繰入金の繰入額を変更したものです。

以上、マイナス３億５，８００万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、繰越明許費について説明いたします。

その他事業分のうち、フェスパ検証委員会事業を繰越事業から削除いたしました。

以上で、議案第４５号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第９号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○（13番・大西 幸江 議員）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長）はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員） はい。

フェスパの予算を落としていただいて、まあ、ありがとうございます。もうこれ以上あんまりね、戦いをしたくないので、こういうふうになった事は非常に良い事だと私は思っています。

で、１７ページの以前も訊いたんですけれども、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の明細を前いただけるという事だったんですが、どのように今なっておりますでしょうか。

○（大本　一明　健康推進課長）（挙手）

○（前田　省二　議長） はい、大本健康推進課長。

○（大本　一明　健康推進課長） はい。

本日持参しておりますので、議会が終わってからでもよろしいですかねえ。今、配りましょかねえ。

○（13番・大西　幸江　議員）（挙手）はい。

○（前田　省二　議長） はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員） はい。

出来ればもう議案と一緒にいただきたかったんですけど、どうですか皆さん、もう後で良いですか。まあ、たぶん確認だけにはなると思うので、じゃあ、まあ後で良いです。

○（前田　省二　議長）

休憩の時にしましょうか、はい。

他に質疑ありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４５号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第９号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林　敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、
寺下議員、亀井議員、大西議員。

反対者：林　康彦議員、池本　光章議員、濱田議員、池本　興治議員。

起立、多数です。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

日程第４～第１９、第２３号～３８号

○（前田　省二　議長）

それでは、日程第４、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」から日程第１９、議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算案１６件を、予算決算委員会へ付託しておりますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

本件については、予算決算委員会に審査を付託しておりますので、予算決算委員会委員長　林 康彦 議員、委員長報告をお願いいたします。林 康彦 議員、登壇願います。

（林　康彦議員、登壇）

○（6番 林 康彦）

令和３年３月１９日、上島町議会議長　前田 省二 様、予算決算委員会委員長　林　康彦。

予算決算委員会審査報告書、３月９日に開会された第１回上島町議会定例会において、本委員会に付託を受けた下記の議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」をはじめ１６件の予算案について、３月１２日、１５日、そして本日の３日間にかけて本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査結果等を会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

１．審査事件名、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」から議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」以上１６件です。

２．審査結果、予算決算委員会の採決時は委員全員出席のもと、上記事件のうち議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」について、７対５の賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

他の議案第２４号から第３８号までの特別会計予算等については、委員の全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

３．主な審査事項

①生名スポレク多目的グラウンドトイレ・神柱公園トイレ整備工事について

・コロナ禍にあっては、観光客等のための施設を造るのではなく、町民主体の福祉予算を考えていただきたい。

・岩城橋開通が目前であり、今後、スポレク公園の利用度アップも見込まれるため、多目的グラウンドトイレは設置すべきである。また神柱公園は、駐車場等機能整備され展望も開けており、ここへ新たにトイレを設置する代わりに、弓削側の老朽化したトイレの廃止の方向づけをしていけば良い。

②合宿村公園管理費について

・いきなスポレクの指定管理料が減額になっているが、町のサポートが無いと、単独では運営していけないのではないか。

・町はスポレクを継続したいという意思があり、銀行の借入金や町からの貸付金については、先々で、町からの持ち出しになるという事を考えると、この予算額で良いのではないか。

③学校活性化補助金について

・学校独自で機能的に使える資金は確かに必要と思われるが、教育委員会によるチェック機能が全く働かないため、計上して良いという判断にならない。

・補助金執行に関しては不明瞭な点もある。６月議会での減額を求めていく必要性がある。

④塵芥収集運搬処理業務について

・昨年度より高額な予算を計上しており納得できない。また、入札に参加する条件が高くなっており、去年初めて参加した業者は参加できないような公募要綱になっている。

・収集・運搬については、門戸を広げて誰でも参加できるようにすべきではないか。

・設計金額の積算は、県の積算を基準にしているという事なので、問題は無いと思われる。

など、いろいろな意見が出されました。

なお、議案第２４号「令和３年度上島町国民健康保険事業会計予算」から議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」までの１５議案、特別会計予算等については、特に議論された事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

（林　康彦議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

ただ今、委員長報告がありましたが、議長を除く全議員による予算決算委員会でありますので、この報告に対する質疑は省略いたします。

それでは、令和３年度当初予算案１６件について、順次採決を行ってまいります。

はじめに、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。

○（13番・大西 幸江 議員）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長）はい、大西議員。

（大西議員、登壇）

○（13番・大西 幸江 議員）

議席１３番・大西幸江です。私は、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」に反対の立場で討論させていただきます。

議員必携には、予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉の如何を決するものであるから、編成に当たる町村長もそれを審議する議会もあくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきと書かれており、審議に際しては、住民全体の立場に立った公平なものでなければならないとなっています。

今回の予算は、町長の公約にもあったように、確かに全体的には予算額を抑え、財政を立て直すような予算に一見思わせます。ですが、中身を見ていくと、上島町の将来が住民福祉を本当に考えているのか疑わしいものがあります。

例えば、７款１項３目の観光費の「ゆめしま海道サイクリング推進事業５００万円」は、前年度の倍額を計上していますし、「上島町観光協会育成補助金８００万円」も前年度から３５０万円アップしており、人件費を丸抱えの状況です。

また、７款１項４目のゆげ海の駅舎管理業務４４０万円も、いつの間にか人件費のみということになっており、委託料も増額。

それ以外にも、８款６項１目、公園費では、いきなスポレク多目的グラウンドにトイレを新設する費用２，３０５万８千円が計上されており、先の１２月定例議会で「スポレクがあるからトイレは不要である」と答弁したにもかかわらず設置します。同じく、８款６項２目、公園管理費の「神柱公園トイレ整備工事２，０８０万円」は、反対側の弓削にもトイレがあり、とても必要なトイレであるとは思えません。

また、社会福祉協議会やいきなスポレク公園の委託料を下げるなど、今、町に必要と思われる福祉や健全化方針の事業体が苦しくなる状況を作り出しています。

教育費に関しても、GIGA スクール構想がスタートするにもかかわらず、計画的なハードの配置、ソフトの更新がなされておらず、無駄な予算を計上していると考えられます。また、学校活性化補助金についても、チェック体制を構築していかなければ、また同じことになってしまいます。

観光ももちろん大事です。トイレもあれば便利でしょう。ですが、今、真に住民が求めているのは、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の暮らしであり、見えない恐怖におびえない暮らしです。そのためにも、国が推奨している「新しい生活様式」を無理なくできるような対策費用や、そもそもの暮らしを守る施策に予算を振り向けるべきだと考えます。

どこを向いて、この予算が組まれたのか、上島町の将来をどのように考えているのか、今一度よく考えていただきたいと思います。

以上、私の反対討論とさせていただきます。議員各位のご判断をよろしくお願いいたします。

（大西議員、降壇）

○（前田 省二 議長） 他に討論はありませんか。

○（11番・濱田 高嘉 議員） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、濱田議員。

（濱田議員、登壇）

○（11番・濱田 高嘉 議員）

私も反対討論をいたします。議席番号１１番・濱田 高嘉です。

私は、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」に対して反対の立場で討論をいたします。

この令和３年度上島町一般会計予算の歳出に関して、納得しがたい点が随所にありますが、中でも、塵芥収集運搬処理業務に係る予算額について、とても賛成するわけにはまいりません。その理由について申し上げますと、第４款、衛生費、２項、清掃費、３目、塵芥処理費、１２節、委託料のうち、弓削、生名、岩城３地区の塵芥収集運搬処理業務予算、計８，７６２万６千円が計上されているが、この予算金額では、また昔の発注形態に逆戻りするのではないかと疑念を抱いております。

平成１６年の合併以来、塵芥収集運搬処理業務は随意契約の下で独占的に限られた同一業者による長期間この業務が遂行され、委託料が年々値上がり傾向で推移してきた事実があります。例を挙げると、随意契約の最後の令和元年度が約８，７００万円、見積入札の

令和２年度が約５，３００万円で、約３，４００万円安くなり、この事実を高く評価し、今後の塵芥収集運搬処理業務にどう反映していくかが行政力が試されていると思います。

また、令和３年度の塵芥収集運搬処理業務の応募については、応募資格には３年以上の業務経験が必要だとか、塵芥収集運搬に必要な車両を所有しなければならないとか、要件が非常に高いハードルを上げてきたと。このような結果じゃ、これまでの随意契約の下で長期間請け負ってきた業者しか参加ができないような、あまりにも偏った応募要件変更には呆れるばかりです。

以上、反対の理由を申し上げて、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

（濱田議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

他に討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２３号、「令和３年度上島町一般会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり、決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、寺下議員、亀井議員、。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、濱田議員、池本 興治議員、大西議員。

起立、多数です。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２４号「令和３年度上島町国民健康保険事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２４号「令和３年度上島町国民健康保険事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２５号「令和３年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２５号「令和３年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２６号「令和３年度上島町へき地出張診療所事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２６号「令和３年度上島町へき地出張診療所事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２７号「令和３年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２７号「令和３年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２８号「令和３年度上島町公共下水道事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２８号「令和３年度上島町公共下水道事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２８号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第２９号「令和３年度上島町簡易水道事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２９号「令和３年度上島町簡易水道事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第２９号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３０号「令和３年度上島町ＣＡＴＶ事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３０号「令和３年度上島町ＣＡＴＶ事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３０号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３１号「令和３年度上島町農業集落排水事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３１号「令和３年度上島町農業集落排水事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３１号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３２号「令和３年度上島町介護保険事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３２号「令和３年度上島町介護保険事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３３号「令和３年度上島町介護サービス事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３３号「令和３年度上島町介護サービス事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３４号「令和３年度上島町浄化槽事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３４号「令和３年度上島町浄化槽事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３４号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３５号「令和３年度上島町魚島船舶事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３５号「令和３年度上島町魚島船舶事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３５号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３６号「令和３年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい、討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３６号「令和３年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３６号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３７号「令和３年度上島町生名船舶事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３７号「令和３年度上島町生名船舶事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」について、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」を採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２０、議案第４２号

〇（前田 省二 議長）

続いて、日程第２０、議案第４２号の「上島町インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〇（中辻 洋 総務課長）（挙手）はい。議長。

〇（前田 省二 議長）はい、中辻総務課長。

〇（中辻 洋 総務課長）はい。

それでは、議案第４２号「インランド・シー・リゾート　フェスパの指定管理者の指定について」説明いたします。

今回は、上島町の公の施設のうち、インランド・シー・リゾート　フェスパの指定期間が令和３年３月３１日をもって満了となるため、地方自治法第２４４条の２第６項及び上島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第４条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

１、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、インランド・シー・リゾート　フェスパ、上島町弓削日比２８７番地でございます。

２、指定管理者は、上島町弓削下弓削３１６番地、㈱ゆげフーヅサービス　代表取締役　今井 裕和でございます。

３、指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まででございます。

内容について、説明いたしますので、議案と一緒に配布しております説明資料の指定管理者選定審議会から提出されました『上島町公の施設　指定管理者選定審議会　審議結果答申書』をお願いいたします。

インランド・シー・リゾート　フェスパにつきましては、令和３年1月５日から２月８日までの間、公募を行った結果、３社からの申請書の提出がございました。それに基づきまして、上島町公の施設指定管理者選定審議会で審議を行いました。

審議方法といたしましては、提出された事業計画書等の書類審査及びヒヤリングを実施したうえで、採点・審議会での審議が行われました。

審議会からの答申を経て、答申どおり『㈱ゆげフーヅサービス』をインランド・シー・リゾート　フェスパの指定管理者として選定し、今回提出しております。審議会の意見といたしましては、４にございますように、「３社ともよく考案された計画であるが、公の施設の設置目的、地域に対する貢献等を鑑み、各審査項目の評価により今回の審査結果に至った。選定した指定管理候補者については、過去の経営実績、地元企業であることのメリットを活かし、地域密着型の安定的な管理運営を期待する」というものでございました。

なお、参考資料といたしまして、事業者から提出された申請書等を添付しておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第４２号「上島町の公の施設における指定管理者の指定について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田　省二　議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○（9番・寺下　満憲　議員）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、寺下議員。

○（9番・寺下　満憲　議員）はい。

まず町長に、この度の令和２年度の当初予算、補正予算の８号案に対しては否決をいたしましたが、しかしながら本日９号案を出していただき、フェスパの検証委員会の予算を取り下げていただき、誠にありがたく思います。町長におきましても、苦渋の選択をしながら議会の声にこたえて歩み寄りをいただいたことを、ありがたく思っております。

続きまして、少し離れるかもしれませんが、スポレク運動公園の社長の件について、ちょっと伺っておきたいと思います。このスポレク公園、株式会社スポレクがフェスパ運営を行ってからこの三年間の間、住民の方々や議会においても翻弄され町民が分断される中、大変いろいろな問題を残しておるわけではありますが、今回契約更新ということになってまいりますが、社長が現在辞表を出されたまま不在状態ではないかということを伺っておりますが、町としては株主、株を５０％持つ中において、この社長の就任を今後どのように考えているのか。私としては早急に町の側から社長を就任し、今後のフェスパの指定管理と合わせながら、いわゆる今日務めている従業員そしてスポレク会社が持ち分としてあります備品等々を新しく決まった指定管理者として、スポレク株式会社として今後どのような対応の仕方をしていくのか、その点について伺いたいと思います。

○（上村　俊之　町長）（挙手）はい。議長。

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

ありがとうございました。まず、答えが前後するかもわかりませんが、スポレクの従業員の皆様には対してはしっかりと雇用を守っていく、これが大原則であると思っておりますので、今後もその方向で進んでまいりたいと思っております。

次に備品の件でございますが、いきなスポレク株式会社自体がフェスパを経営するにあたってリース機器と、あとバスなどの備品、たくさんのお金を使っておりまして、そのリース料金等々がまだ数百万円単位で残っております。実はこれはそのリース機器が今日承認されましたゆげフーヅさんが引き続き使っていただけるような種類、性能があればいいんですけれども、それがない場合、リース機器をその何百万という単位でリース会社にお返ししなければならない可能性がございます。それは、今後担当課と指定管理者が協議していく案件ではございますが、いきなスポレクにまあ負債といいますか、リース料金として重なってくる可能性もあるということでございますので、その辺もご理解をいただきた

いと思います。上島町といたしましては、今日承認していただきました業者との交渉ではございますが、万が一業者がいらないと、使えないとなった場合、上島町がそのリースをあっ、いきなスポレクがそのリースを負担しなければならない格好になってまいりますので、あの～その辺も議会に相談を持ち掛けて、そのリース料をどう扱うかという、まあ予算化も含めた協議をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

そして、社長の件でございます。ご案内のように議会の皆様の総意で早い段階で町長が社長に就任するように、というような要望をいただいております。それにつきましては、前向きに検討をさせていただきます。ただ、何度も申し上げておりますが、借入金が多く残っているということ、もう一ついうと運転資金が既にもう尽きているということ、早急にお金が必要な状況になっております。それにつきましては、借入れ機関とも、今協議を進めさせていただきいておるところでございますが、その借入金の、どういうんですか、社長、まあ私が社長になりまして、その借入金もすべて責任をもってお前個人が払えよという形になると大変困りますので、その辺はまた議会とも相談をさせていただきたいと思っております。まあ具体的にいうと運転資金、借入金、近々に返さなければならないお金がもう既にございません。払うお金がもうございませんので、それは社長をせよというのであれば、議会の皆様方のご同意をいただきたい。町長お前社長になれよ。その代わり返済のお金は知らんぞといわれるとちょっと厳しい立場になりますので、その辺のご了解が得れたうえで就任したいと思っております。

で、もう一点。長くなって申し訳ありません。もう一点あの～ご案内のようにいきなスポレク株式会社はある意味、えっと今少し懸案を抱えておりますので、その問題もはっきりしてから時期にもうはっきりすると思うんですが、はっきりしてから対応させていただきたいと思います。以上でございます。

○（9番・寺下 満憲 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長） ほかに質疑、はい、寺下議員。

○（9番・寺下 満憲 議員） はい。

あの～いろいろ答弁いただいたんですけど、私の考えといたしましてはね、早く就任をし行政側の方から社長が就任することによって、スポレク株式会社で働いている運動公園の従業員、そしてフェスパの従業員にしても、今不安の中での毎日の生活なんですね。もう先の見えない暗闇の中での生活になっているのでねえ、やはりそこらはきちっと、町の町民の方々の思っていく立場を貫いていってほしいと思いますし、そしてあの～これも負債、先ほどから言われている負債にしても、いずれは町が払って立て替えていかなくてはならない私は負債だと思っております。だから私としては、一つの区切りとしてね、やはり過去の３年間４年間を追うのではなくね、やはり今日新しく業者が決まることによってね、新しい一歩を踏み出していかないと、ここではっきりしていかないと、もういつまでたっても町が二分され町民が不安な中の生活をしていく、このような状況が続くと思うんですね。

やはり新しい町づくり、コロナが収束し新しい歩みを求めていくならば、いつもでも町が二分されたような形ではなく、町が一つになって町民の暮らしや命を守っていく政治に

立ち返らなくてはならない。このように思っているんですけど、負債の件につきましては、町長はどのように捉えていますか。
○(上村　俊之　町長)（挙手)
○(前田 省二 議長) はい、上村町長。
○(上村　俊之　町長) はい。
　新しい歩み、そして町民が一つにならなければならないという寺下議員の熱い思い、重く受け止めております。先ほど申し上げましたように早急にと言いますか、早い段階で就任の方向でまあ株主総会がありますけれども、就任の方向で動かせて動きたいと思っております。それは、従業員の安心感、雇用を守ること、そして今おしゃっていただいた上島町が一つになるということ。その目的に向かって私も議員さん共々努力をしていきたい、そのように思っております。
　ただ、先ほど最後におしゃられた負債につきましては、いくら私が走り回っても追いつかない部分がもう見えてきておりますので、その辺につきまして会社法でいうと、う～んいえ、道義的に上島町が返していかなければならないという責任があると私は当初から町長になった段階からこれは思っておりますので、道義的な立場において負債についても返済していきたいと思います。その節には今、寺下議員がおっしゃたように議会のご協力をいただかないと前に向いていきませんので、その節にはどうぞよろしくお願いいたします。
○(9番･寺下 満憲 議員)（挙手)
○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。
○(9番･寺下 満憲 議員)
　え～それでは引き続いて、この度の本題であります業者選定ですが、審議会の内容について伺いたいんですけど、いわゆる今回一番問題点となるのは、私としては委託料金の問題ですね。委託料の２、６００万。いわゆるこれが３社から収支予算書が出ておるわけでありますが、本日出されてるゆげフーヅさんにしては年度を踏んでいく中において、最終的には委託料はもらわないという方向付けがされています。そして他の２社はもう２、６００万の委託料は、５年契約の中で必要、委託料として必要だということを明記していますが、これにあたってはヒヤリング等において業者さんには徹底してその旨が、あの～以前から町長は委託料については初年度はこれだけで、儲けが上がってくれば年度年度委託料を減額していくゆうお話でしたが、その旨が業者間に伝わっているのか。その点については如何なんですか。
○(上村　俊之　町長)（挙手)
○(前田 省二 議長) はい、上村町長。
○(上村　俊之　町長) はい。
　まず、あの～選定委員会におかれましては、ご案内のように学識経験者、大学の先生等々５名の方で選定をしていただいております。勿論、その選定方法としては様々ありますが、その中に来年度以降の委託料、指定管理料も評価の点に入っております。私も選定委員さんから結果をいただいて、最終的に議会に提案する時にしっかりと読み込ませてい

ただきました。その中で今回提出させていただいとりますゆげフーヅさんは、５年後には零にもっていくと、他の業者さんは毎年２、６００万円いただきますよという計画でございます。先ほど申し上げましたように、その計画が点数に反映されて私のところに出てきた。それを私が提案している以上しっかりとそのお約束は守っていただく、なければならないと思っております。まあ天変地異が起きるとまた別の話になろうかと思いますが、その時はまた議会に相談しますけれども、約束を協定を守っていただくということでございまして、私の基本は、指定管理料以上のまあ赤字が出た場合は、その指定管理者が銀行に借りるなり自己資本を使うなり対応していただく、そのような考えでございまして、ちょっと長くなりましたが、具体的には担当課からお答えさせていただきます。

○（澤田　一政　商工観光課長）（挙手）はい、議長。

○（前田　省二　議長）はい、澤田商工観光課長。

○（澤田　一政　産業振興課長）はい。

指定管理料でのまあ比較をしますと、ゆげフーヅとその他の２社との５年間での差額は、６，０００万円以上の開きとなります。これは町の負担額が６，０００万円安価ということとなります。なお家賃となる施設使用料につきましては、募集要項では１年目は免除し、２年目以降は町との協議の上決定すると規定しておりますが、１年目から支払う計画や最終年度からの支払い、さらに５年間すべて免除となる計画となっていますことから、この辺りについては比較対象から外しております。

ちなみにですね、指定管理料と家賃を合算しての比較をしますとゆげフーヅと他社では３，２００万円及び７，０００万円の開きとなっております。なお、あの～このゆげフーヅの運営に際しまして、まあ町の負担額が少額であることが、まあ審査会での選定にかかる評価にも加味されますことから、ゆげフーヅに対しまして町としては、原則５年間での指定管理料支出は７，０００万円を上限とする方針であること及び事業計画書提出時に指定管理料は審査の都合上、事業計画掲載金額が上限となることについても確認もしておりますことをご報告いたします。なお、黒字となった場合は、黒字の３０％分を町に納付していただくようになっております。簡単ですが、以上です。

○（9番・寺下　満憲　議員）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、寺下議員。

○（9番・寺下　満憲　議員）

まああの～課長の方からも報告がなされたんですが、まあ今の報告、資料見させていただくと、ある程度の確認はできていたんですね。そういった点におきましてはこのゆげフーヅさんが第１位となって本日のこの席に上程されておるんですけれども、まあ私たちの側から見ると、いわゆる評価された順位に基づく考え方と、そしていわゆる町民の方々の税金がどれだけ投入されるかが評価の一つだと思って私はおるんですね。あの事業計画はあのそれぞれその会社の独自性なりいろいろな点が明記されており、それは東京の方の見させていただくと、ああ、あか抜けているんだなとか、いろいろ感じる中において、その事業計画がいかに実施されるかは企業の腕次第だと思っておりますので、まああの～ゆげフーヅさんが収支予算書において、このような計画の基に出されてるが、これを的確に行

政が指導し行っていくこと、またできることなら契約の段階で、きちっとその収支に基づく予算の通りのことが確約できるのなら、きちっと明記していただければと私は思ってるんですけど、その点は行政側としてはどのように捉えてますか。

○（上村　俊之　町長）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

勿論、寺下議員のおしゃるように、そういったまあ私も以前事業をしておりましたので、そういったビジネス上のあるいは契約上のことはしっかりと、出だしで明確にしとかないと後で揉めますので、しっかりと契約あるいは協定書で謳わせていただくつもりです。先ほど申し上げましたように私は事業上がりですから、その辺は職員より厳しく対応をさせていただきたい。そのように思っております。

○（前田　省二　議長）他に質疑ございませんか。（沈黙）

○（前田　省二　議長）質疑がないようですから、これで質疑を終わり

○（11番・濱田　高嘉　議員）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、濱田議員。

○（11番・濱田　高嘉　議員）はい。

今、同僚議員と町長とのやり取りはよくわかりましたけども、単純に一つ明確にしておきたいのはですね。え～前回の応募に対しても、ゆげフーヅが１位だったということは私どもも承知しております。で今回も１位ということで。しかし前回、まあ３年前になりますけれども、その１位が決まった後ですね。まああの～理事者の方から債務超過になっているということで１位が取り下げられて２位の業者に声をかけたという流れがあったと思うんですけれども、この債務超過という問題はその後ですね、解決されたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○（澤田　一政　商工観光課長）（挙手）はい、議長。

○（前田　省二　議長）はい、澤田商工観光課長。

○（澤田　一政　産業振興課長）はい。

その点、先程の債務超過等についてなんですけども、今回の審査会においてまあ税理士さん等も来られて、実際見ていただきました。その中でですね、内容としましては１年以内に支払う必要のある流動負債、これについてはごく少額であり、会社としては零からのスタートというまあ評価でございました。以上です。

○（11番・濱田　高嘉　議員）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、濱田議員。

○（11番・濱田　高嘉　議員）

課長の説明がよくわからないんですけど、まああの～我々債務超過が解決したというふうに聞いていいんですか。それともあの部分的にですね、改善されたということなんでしょうか。ちょっとその辺教えてください。

○（澤田　一政　商工観光課長）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、澤田商工観光課長。

○（澤田　一政　産業振興課長）はい。

今現在、役員の借入金これはございますが、まあこの借入は役員の借入金がほとんどであり、中小企業ではよくあるものであり、資本金に振り替えるなどして債務を振り替える。また、若しくは役員借入金を免除することなどで解消することが可能であるといった判断をいただいております。

○（11番･濱田 高嘉 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、濱田議員。

○（11番･濱田 高嘉 議員）

今、説明があったように、そのように経営者がやっていきたいということで、債務超過が解決してるということではないですよね。

○（上村　俊之　町長）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

あの～先程担当課が申し上げましたように、今回指定管理で出さしていただいている会社の債務超過については、まあ、今あったように役員からの借入でございまして、外部からの金融機関等々からの借り入れではございませんので特に問題はない。専門家からの提言もいただいておりますので、こちら側としては問題は無しとして提案をさせていただいております。

○（11番･濱田 高嘉 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、濱田議員。

○（11番･濱田 高嘉 議員）

え～そういう解釈ですとね、前回の判断が間違ってたということになるんですか。

○（上村　俊之　町長）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）

はい。適切ではなかったと判断してます。

○（11番･濱田 高嘉 議員）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長）はい、濱田議員。

○（11番･濱田 高嘉 議員）

え～質問を変えます。まあ今回３社が応募して決まったということなんですけれども、元々ですね、あの～この指定管理者をやるにあたってこの３年間、この議会或いは理事者側もそうですけれども、一番苦労したのはですね、あの～建物のグレードの問題といいますか、その辺が一番ネックになって、簡単にいうとどなたがやっても大変だなと黒字を見越す状況に無いなと、先に建物の方の問題点を解決すべきではないかと、こういうようなあの判断を議会もしましたし、私自身もそう思っておりますが、その辺の町長の方の考えは如何でしょうか。

○（上村　俊之　町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長） はい。

結論から申し上げますと、建物には何ら問題が無いと判断をしております。というのもこの３年前、あっ３年４年前ですか、指定管理でやっていた業者はあの建物で何ら町からの支援は１円もございません。最後の年は黒字になっております。ということでハードの建物施設には何ら問題が無い。逆にどこにも負けないような設備が整っている。そのように判断しております。

○（前田 省二 議長）

すみません。ちょっと質疑の途中なんですが１時間回りましたのでここでちょっとトイレ休憩をとりたいと思いますので、大変申し訳ないですが、２０分まで休憩とさせてください。

（休憩１１：１０～１１：２０）

○（前田 省二 議長）

はい。再開いたします。質疑はございますか。

○（11番・濱田 高嘉 議員）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、濱田議員。

○（11番・濱田 高嘉 議員） はい。

先程の答弁で、まああの～建物についてはですね問題がないという趣旨の答弁があったと思うんですけれども、え～じゃあ一つづつ具体的に申し上げますと、元ゆげロッジ、これが客室が２６ありました。フェスパがあの建物になってまあ４階建てで立派なんですけれども、部屋が１７つということで部屋が減ってます。その分だけ宿泊客の数が減るという状況にあります。

それからこの３年間我々が聞いてるのは、浴槽あるいは部屋等々で設備の不具があってそれが天井から落下したとか、一番いい部屋の洗面台が落ちたとかいうことで、特にびっくりしたのがサウナ部屋、サウナの部屋での天井に上り口が落ちてきたと、たまたま客がいなかったので良かったんですけれども、まあそういうこともありましたし、それから非常に私は致命的な欠陥といいますかね、これはやはり多くの客が入った時ですね、厨房が狭いんですよね。で、あの～配膳室が無い。というのは作ってそれが配膳室に並べて、それを宴会場なりレストランの方に運ぶという状況になってないと。非常に狭いということと。まあ簡単に言いますと、あの～フライヤーというのがあります。確か一つしかありません。でこれはもう、魚を揚げた後、同じ油で野菜を揚げたりというような状況で、非常に問題があろうと。是非ですね、私は誰がやってもですね、あの～ハード的に問題が多いので、そういう意味ではその辺をきちっとですね認識していただいて、やはりコストをかけてあの～改修といいますかね、その辺にやっていただかないとなかなかですね、どなたがやっても黒字に転向していくのは非常に難しいんじゃないかというふうに思っておりますし、平成２３年にオープン当時からみますと、まあ内需拡大という話はね、地元が業をするというのはですね、もう１０年近く経過してますので、もう客層も変わってます。
で、行こうと思ってもですね、お金があっても、もう体力が無いということで、そうそう

ですね、昔みたいに内需拡大をしていくという時代じゃないんじゃないかとこのように思ってますし、その分外に向けて客を呼ぶ。そういう形をとっていかざるを得ない環境にあろうかと思います。で、日々変化してそれに対応できるようなスタッフ業者であってほしいと、まあこう思っております。で、もう一度建物についてのご助言といいますかね、お考えをお聞きしたいと思います。

○（上村　俊之　町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

ご案内のように、この建物を建てる時は、まあ離島関係の予算を使わせていただたと記憶しておりますけれども、建てるにあたっての設計の段階でも議会と十分な協議を重ねましたし、業者さんあるいはプロの意見も反映させていただきました。逆に町長というか私その当時私町長でしたが、私のような素人な意見より、様々な専門家の意見を反映させて造らせていただいた物ですので、改めて申し上げますが、施設に関しては大きな瑕疵は無いと考えております。

そして、え～以前、私どもの担当課とそこの経営側は定期的に協議を重ねている中で私の在任中は、そういった物が壊れるとか何かが落ちるとか、そういったものは注文として、要望として入ってきておりません。え～まあ建物ですから何らかの故障等発生すると思いますが、一つの要因はメンテナンス不足という部分もあろうかと思います。そういった意味でもきまして、最初の段階において充分な審議を重ね、議会の同意も得た建物でございますので、え～それと前の業者さんは借入れ、ごめんなさい、町からの支出無しでやっておりますので、私は今後とも十分にやっていけると思います。ただ、今、議員がおしゃるように不備なところ傷んだところが今後あるようでございましたら、しっかりと整備をさせていただきたいと思っております。

○（前田 省二 議長）ほかに質疑はございませんか。

○（13番・大西 幸江 議員）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長）はい、大西議員。

○（13番・大西 幸江 議員）はい。

え～と、まあいろいろお話があるんですけれども、えっと、まずですね私一番実はちょっとずっと引っかかっていることがあるんですが、あのこの一番最初に、まあフェスパが大変なことになってしまって、で、スポレクの方が経営健全化計画をまだ作りなさいと国と県から言われて、まあ健全化計画を作ったと思うんですよ。で、その時に一応健全計画と共ににずっと説明を受けていたのは、あの～業務委託だったんですね。で、指定管理ではなかったんです。で、なんですけど今まあここに、まあ議案が上がっているのは指定管理と。で、ここの一番最初のスタートのところが、まあもちろんあの～方針が変わったというお話かもしれないんですけれども、何故こういうことになったのかの説明が無いまま、あの～こういう状況になっているのでずっと引っかかっているんですけれども、その部分のご説明っていただけますか。

○（中辻　洋 総務課長）（挙手）はい。議長。

○（前田　省二　議長）はい、中辻総務課長。

○（中辻　洋　総務課長）はい。

え～確かにあの～前理事者の方は、業務委託の方向で行きたいというふうにご発言されておりました。ただあの～業務委託の関係になりますと、まあ基本的にえ～決定え～どう言うんですかね、あの～業務委託ということは町が完全に保有して、それをあの～業務として委託するというやり方になります。それで指定管理の場合は、あの～指定管理者の自由度をもっていろいろな作業、あの～運営ができるという形になるのがまあ指定管理というような大まかで言いますとそうゆう形になります。ですからまあああの～業務委託いうと町の縛りが非常にきつくなって、え～事業者の自由度が全然無いと。で、まあ言われた事をするというような形になってきますので、あの～指定管理の方が適切だということで、あの～町長がご判断されて今現在に至っていると思われます。以上です。

○（上村　俊之　町長）（挙手）議長。

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

もう一点、あの～業務委託の件ではございますが、え～前任の町長さんとも話をさせていただいたことがございます。え～ただそういった中でその業務委託のその方向性というか効果というのがよく私は理解できない部分。まあ１年間だけ業務委託をしてみるというようなお話でしたが、え～はたしてそれが現実的なのかどうか、そういう考えもございました。まあ一番は具体的に業務委託としてこのように動いてゆくという絵が、全く私のところには届きませんでしたので、今までどおりの指定管理ということで提案をさせていただいております。

○（13番・大西　幸江　議員）（挙手）はい。

○（前田　省二　議長）はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員）はい。

あの～まあそしたらそうですね。あの～私もちょっと業務委託と指定管理何が違うのか分からないので、だいぶ調べてみたんですけど。で、まあ公の施設というのがまあ指定管理ができるということで、で、その公の施設とは何ぞやというところまでまあちょっと突っ込んで調べると、実はまあ最近のあの～傾向みたいなんですけども、ホテル業っていうのは公の施設にあたらないんじゃないかっていうような考え方もされているものもありまして、で、そういうところから業務委託というふうに、まあ、前の町長はご説明されたんかなと思いながら昨日いろいろ調べてはみたんですけれども。

で、ただですね、この業務委託の説明を受けて、経営健全化のまあ方針をだしていただいて、で、そのうえでスポレクとフェズパをまあどうしていくかということで、今まで援助をするお金をいろいろ出してきたわけですよ。だからそれが前提条件だったんですね。なのにここでまあね、あの～そういう計画が実際無かったからっていうところは、まあそう言われるとな～という話もあるんですけれども、でも前提条件で議会がずっと認めてきたものを、急にここで説明なく業務委託ではなく検討もして、まあしてないって言い方も

あれですよね、無かったので今までどおりの指定管理でやりますっていうのは、ちょっとやっぱりどうなんですかねっていう感じなんです。

で、まあもちろん、その議会も期が変わってあの～議員も新しくなってますし、前のことは知らんという方もいらっしゃるかもしれないんですけども、でもまあそういうもんじゃないと思うんですよ。で、町の方向性は先ほどの予算もそうですけれども十分に行政の方もお考えになられて、で、議会に説明をしていただいて、で、それを承認して動いて行ってるわけなので、やはり方向転換をするんであれば、まあ前もってね、説明がいただきたいんですけれども、その辺のお考えとか、あの～ご検討っていうのは今後どのようなされますか。

○（上村　俊之　町長）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

あの～まず私はまあ立候補にあたってもスポレク、ごめんなさい、フェスパの運営にあたっては私自身は方向転換とは思っておりません。先程申し上げましたように、前任の方と協議をさせていただいた時に、宿泊部門はとんとんでいっているのでそこを委託業務にする。お風呂等々は、町の直営で行うと、そのようなお話を聞きましたので、私としては２階建てといいますか、一つの施設を管理するのに、片や委託、片や直営、そういうのが混在した経営というのはとても考えられませんでしたので、え～今回の指定管理というか、私としては継続している指定管理で提案をさせていただいているところでございます。　まあ議会の皆様も一部直営、一部民間委託と理解されているのかどうかというところも私もよく分からないところですけれども、一つの施設でそういった経営が方式が二つに分かれるということは、私は適切ではないと考えております。

○（13番・大西　幸江　議員）（挙手）はい。

○（前田　省二　議長）はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員）はい。

え～まあそういう具体的なちょっと正直あの～中で二つに分かれるっていう具体的な説明は無かったので、あの～議会としてはそこまで突っ込んだ状況で判断した訳ではないですけれども、でもまあ業務委託という事をずっと言われていたので、で、それが今、指定管理というふうになっていますから、まあちょっと違和感が私としてはありますというお話です。で、それとですね、えっと先程、事業計画でちょっと教えていただきたいんですが、あの～ゆげフーヅさんだとまあ7,０００万円くらい町の持ち出しが少なくて、で、一番まあいいんじゃないかっていうようなお話あったんですけれども、どういう計算されているのか教えていただいていいですか

○（澤田　一政　商工観光課長）（挙手）はい、議長。

○（前田　省二　議長）はい、澤田商工観光課長。

○（澤田　一政　産業振興課長）はい。

あの～計算ですね。計算につきましては、あのゆげフーヅさんは１年目は２，６００万円、満額です。２年目は２，２００万円、３年目が１，５００万円、４年目が７００万円

で、最終年度はまあ零と、これの合計額が７，０００万円になります。その他の業者２社につきましては、全ての年度において２，６００万円ということになりますので、単純計算しますと１億３，０００万という金額になります。以上です。

○（13番・大西　幸江　議員）（挙手）はい。

○（前田　省二　議長）はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員）はい。

え～とそしたら指定管理料をまあ単純にたしていったっていうことですかね。はい。で、え～とまあその指定管理料を単純に、まあたすのをまあいいんですけれども、一応事業計画っていうのを出していただいているので、差し引きをして計算していくと、あの～利益がでた場合には３割をまあ町に入れますということですよね。まあこの通りに行くと私も正直思ってないところもありますけど、でも一応計画なのでそれを計算するとゆげフーヅさんが一番じゃなくなるんですよ。違います。

○（澤田　一政　商工観光課長）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、澤田商工観光課長。

○（澤田　一政　産業振興課長）はい。

一応あの～担当課としましてもその辺り計算はさしていただいております。え～黒字の３０％部分、まあそれを含めますと、え～ゆげフーヅがもっとも安くてですね、次の業者がとの開きが金額の開きが２９０万円、もう一方の業者とは７，７００万円のまあ開きという計算になっております。

○（上村　俊之　町長）（挙手）議長。

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長）はい。

あの～まあ大西議員のおしゃることよくわかっております。ただあの、計画というのは、あの～あくまでも計画でございまして、あの～何て言うんですかね、え～初年度が１億の売り上げ計画、で５年後には２億にしますと、いうようなまあ一例ではございますが例えでございます。そうゆう計画を業者は出してくる場合がございます。それはあくまでもその計画でございまして、その売り上げ、あるいは利益の３０％を戻すということで町の支払いが減るように見えますが、それはあくまでも計画でございまして現実論ともいえません。ただ、指定管理料につきましては、間違いなく発生するということでございますので、ご理解いただきますようにお願い申し上げます。

○（13番・大西　幸江　議員）（挙手）はい。

○（前田　省二　議長）はい、大西議員。

○（13番・大西　幸江　議員）はい。

えっとそれをそういうふうにいってしまうとじゃあ事業計画は計画なんでまあ委託料を減額していってるのだって現実にはどうか分からないっていうことになってしまいますよね。

○（上村　俊之　町長）（挙手）

○（前田　省二　議長）はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長） はい。

あの～すみません。説明をさせていただいたつもりではございますが、指定管理料については寺下議員の時にお伝えお答えさせていただきましたが、しっかりと守っていただくとそういうことでございます。

○（前田　省二　議長） ほかに質疑ございませんか。

○（11番・濱田　高嘉　議員） （挙手）

○（前田　省二　議長） はい、濱田議員。

○（11番・濱田　高嘉　議員） はい。

同僚議員の質問に関連していきますとですね、あの～私はあの～前回まああの～ゆげフーヅさんが指定管理者をやられた時代ですね、２３年からですけども、あの～この３年間の状況が分かってきますとですね、２３年からやったあの～ゆげフーヅさんは、非常に頑張ったなというふうには思います。確かに売り上げも１億５千万前後は常時売ってたと思いますし、そういう状況にあってですね、やっぱり赤だというのはですね、やっぱりハード的な問題があったというふうに思うしかありませんし、特に風呂場の関係、コストが高いということもありますし、それから思ったように入浴客がいないという状況であろうかと思います。

それからまあ一般論でいいますとあの～民営でやりました。で、民営がだめだから、まあ結果的に三セクがやりましたと、といって、三セクもだめだとなればこれはもう町直営というのがね筋じゃないかなと思うんですよね。また、三セクでやってダメなものをまた民間に戻すのかと。その民間業者がまた同じ業者であると。というと負のスパイラルにもうグルグル回ってしまうんじゃないかなというふうに思いますし、指定管理料が年々下がっていって零ということもですね、私は非常にしんどいんじゃないかなと。本当にこういう形がとれるのかなと今から心配をしておりますが、その辺もう一度、あのですね、やっぱり民間がやり三セクがやってそれでもダメだったと。だったらもう直営で委託業務としてやったほうが一番分かりやすいんじゃないかと、こう思うんですけどね。もういっぺん答弁お願いできませんか。

○（上村　俊之　町長） （挙手）

○（前田　省二　議長） はい、上村町長。

○（上村　俊之　町長） はい。

あの～民営でダメだったという見解であろうかと思いますが、私はそうは思っておりません。民営の時には上島町からの支援金・補助金・税金１円も使っておりませんので、私は今、濱田議員がおっしゃったように、一生懸命に頑張って自分たちで自助努力されて運営を上手くやっていた。そのように判断しております。でございますので民営の時がダメだったということは私は認識しておりません。

○（前田　省二　議長）

他に質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論から行います。

○（11番・濱田　高嘉　議員） （挙手）

〇（前田 省二 議長） はい、濱田議員。

（濱田議員、登壇）

〇（11番・濱田 高嘉 議員）

議席番号１１番・濱田 高嘉です。私は、議案第４２号「インランド・シー・リゾートフェスパの指定管理者の指定について」これまでの質疑応答からも納得できる答弁が無く、反対の立場で討論をいたします。

指定管理者選定審議会は、フェスパの指定管理者に応募された３社について、書類審査及びヒヤリングを行い審査基準に基づき採点の結果、1位にゆげフーヅサービス、２位に森高リゾート、３位にクレドインターナショナルと順位が決まったが、この審査結果には疑問が多く理解することができません。その理由の一つに、前回、平成２９年に応募され審議の結果、今回と同様にゆげフーヅサービスが１位に選定されましたが、その後６，０００万円の債務超過が判明し、選定結果が取り消された事実に対して、それから何らかの処置がなされ債務超過が解決済みなのかどうか、これらが不透明なままではいくら地元業者といえ、看過する事はできず賛成する事もできません。

また、これまで指定管理者公募及び選定について問題点を指摘してきましたが、今回も実施されず残念でなりません。それらは選定審議会委員名の公表、評価基準の明確化と事前公表、評価の透明性の確保などが不可欠であり、これらが実施されたとは思えません。また、評価基準となる三要素、一つ、専門的な経験とノウハウの蓄積があるかどうか。二つ目が、経費の縮減が図られ売上げ増が見込める組織体系であるか。三つ目が、同種同類の施設サービスをその業社が他で運営し、実践しているかどうか。これらを適正に評価、考慮しての指定管理者選定が実施されなければ、町の行財政改革と地域活性化に大きく寄与できないものと考えております。

以上、反対する主な理由について申し上げ、議員各位のご賛同をお願いするものであります。

〇（前田 省二 議長） 他に討論はありませんか。

〇（3番・藤田 徹也 議員） （挙手）

〇（前田 省二 議長） はい、藤田議員。

（藤田議員、登壇）

〇（3番・藤田 徹也 議員）

議席番号３番・藤田 徹也。よろしくお願いします。

私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、指定管理者選定審議会の決定を最大限尊重します。選定審議会の意見として、「過去の経営実績、地元企業であることのメリットを活かし、地域密着型の安定的な管理運営を期待する」とあるように、３６年間にわたり地元愛にあふれ、地域に根差し、地域に貢献し、地域住民とのコミュニケーションが確立されていて、言うまでもなく、地元企業として、地域における信頼度は極めて高い事。また、地元経済活性化にも大きく期待が持たれ、観光事業の中核を担う企業として商工会を

はじめ各種団体、町民から応援の声が大きく上がっている事。そして、今まで積み上げてきた確かな実績がある事。地元雇用にこだわりを持っている事など上島町に大きく貢献してくれると誰もが確信しています。

また、指定管理料の受け取りについても、５年間で計画的に減額し、最終的には家賃を町に支払う計画であり、地元企業の心意気を感じ、町への思い、町民への思いが深く伺われます。

地元企業として誇りを持って、全力でフェスパ運営に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（藤田議員、降壇）

○（前田 省二 議長） 他に討論はございますか。

○（13番・大西 幸江 議員） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

（大西議員、登壇）

○（13番・大西 幸江 議員）

議席１３番・大西 幸江です。私は、議案第４２号「インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」、反対の立場で討論させていただきます。

まず、ここで忘れていけないのが、この議案が出る切っ掛けになったのは、第三セクターであるいきなスポレクの経営健全化計画により、いきなスポレクはフェスパの運営から撤退する事に決定した事です。この時、同時にその後のフェスパ運営は業務委託をして様子を見ながら立て直しを図るという事で議会にも説明があり、スポレクやフェスパの支援金も議会が認めていったという経緯があります。

経営健全化計画は、何度もご説明いただいたように、国や県とどのように健全化していくかいう事を何度も協議を重ね調整したうえで、国や県と約束したものであると思っています。議会にもその計画を説明し、それを承認したからこそ、今のいきなスポレクのフェスパ運営撤退が現実になってきています。

ですが、一方的に業務委託から指定管理に切り替わり、議案として上程されることは納得ができません。

業務委託に関しては、何ら検討された形跡もなく、今までどおりの指定管理というのは、今までの４年間の混乱をそのままにする事になります。やはり、町の大切な施設であれば、経験した事、問題が起こった事は最大限利活用して次に活かすべきだと思います。

現在、提案されているゆげフーヅに関しては、指定管理料を年々下げる計画ですが、まあ契約書にその金額を謳うというようなお話はされていますけども、まだ現実にはなっておりませんし、このコロナの状況で実際に減額していかれるかどうかというのも不透明だと感じます。逆に言うと、民間の経営者であれば、安全策を取って、ずっと２，６００万円の指定管理料はしばらくはいただくという方針を打ち出しても何らおかしいものではありません。

以上の事から、今回は一旦これを取り下げていただいて、もう一度十分にどちらが本当に良いのかを検討していただいたうえで、再度事業計画を執行されたらと思います。よろしくお願いします。

（大西議員、降壇）

○（前田 省二 議長） 他にございませんか。

○（1番・徳永 貴久 議員） （挙手）

○（前田 省二 議長） はい、徳永議員。

（徳永議員、登壇）

○（1番・徳永 貴久 議員）

議席番号１番・徳永 貴久。議案第４２号「インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」、私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、応募された３社とも上島町を客観的に捉え、その課題解決を自社の強みと関連付け、フェスパを良くしていきたいと感じられる事業計画でありました。その中で私が注目したのは、指定管理期間である５年間の指定管理料、家賃支払額及び事業収益納付額、つまり、町の支出総額の多寡です。これらを事業計画を下に計算すると、選定審議会が選定した事業者が一番、町が支出する金額が少ない計画でした。財政の厳しい町の体力を勘案すると、最も賢明な判断であると考えます。

また、今回の議案提出は選定審議会の答申の下、町が候補者として上程してきたという過程があります。学識経験者等で構成された選定審議会の選定結果を議会が否決したとなれば、選定審議会の判断を否定するだけでなく、選定審議会制度そのものの否定に繋がりかねず、余程の疑義がない限り選定審議会の判断は尊重すべきだと考えるからです。

以上の事から、議案第４２号について、賛成との判断に至りました。皆様の懸命なご判断、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（徳永議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

他にございませんか。（沈黙）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４２号「上島町インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、寺下議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員、大西議員。

はい、起立、多数です。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

皆さんにご相談いたします。時間がお昼に近くなっておりますけども、このまま最後まで議案進めますか、それとも一旦休憩を取りますか。（「続けてください」と叫ぶ者あり）はい、それじゃあ皆さん、続けさせてもらってもよろしいでしょうか。（複数の「はい、異議なし」の声あり）ほいじゃあ、町長以下課長の方、ご迷惑かけますが、よろしくお願いいたします。

日程第２１、議案第４３号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第２１、議案第４３号、「町道路線の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（山本九十九 建設課長）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、山本建設課長。

○（山本九十九 建設課長） はい。

それでは、議案第４３号「町道路線の変更について」ご説明いたします。

この議案は、道路法第１０条第２項の規定により、町道路線の変更をしたいので、同条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由として県道岩城弓削線などの改良により、町道の一部が喪失することに伴い、路線の起点を変更する必要がある為、この案を提出するものでございます。

変更をする路線は、生名南環状線で、起点を上島町生名５１４番地先から上島町生名５０番地２先に変更するものです。なお、終点については、変更はございません。

参考資料の１をご覧ください。

場所は、位置図にありますように、生名地区の生名港駐車場前から、やすらぎ園前の県道横浜生名港線までの南側海岸線でございます。

続いて参考資料の２・３・４をご覧ください。

道路台帳平面図で変更前及び変更後の起点を表示しております。又、町道の機能が喪失する部分７９４．６ｍを黄色に着色しております。

赤色に着色している部分が変更後の生名南環状線となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４３号「町道路線の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

日程第２２、議案第４４号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第２２、議案第４４号「上島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（中辻 洋 総務課長）（挙手）

○（前田 省二 議長）はい、中辻総務課長。

○（中辻 洋 総務課長） はい。

それでは、議案第４４号「上島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、３月９日に議決をいただきました、上島町行政組織条例の改正に伴いまして、その他の条例において、関係規定を整備する必要が生じましたので、この案を提出するものでございます。

行政組織条例の改正に伴いまして、改正が必要となる５件の条例改正案をまとめて、一括で改正案を提出しております。

それでは、改正内容を説明いたしますので、参考資料の『新旧対照表』をご覧ください。

1/7 ページをお願いいたします。上島町職員の給与に関する条例の別表第６の一部を改正いたします。まず、１級から６級にかけて『消防長の事務部局』の規定がございましたが、消防本部につきましては、規則で定められておりますことから、ここでの規定は不要となり、今回、全てここからは削除いたします。次のページをお願いいたします。

６級については、『課長又は町長が規則で定める職務』を『部長又は町長が規則で定める職務』に改めます。

3/7 ページをお願いいたします。

上島町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。別表第１の下から２段目のアンダーライン部分、課長の前に『部長』を加えます。4/7 ページの別表第２についても、同様に『部長』を加えます。

5/7 ページをお願いします。

上島町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正するものです。第８条の『商工観光課』を『工業に関することを所管する課』に改めます。

6/7 ページをお願いいたします。

上島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。第３条の『生活環境課』を『公営事業課』に改めます。また、第７条の『生活環境課長』を『課長』に改めます。

7/7 ページをお願いします。

上島町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正するものでございます。第２条第３号の『課長』を『部の直近下位の内部組織の長』に改めます。

附則といたしまして、この条例は、令和３年４月１日から施行いたします。
以上で、議案第４４号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４４号「上島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、
寺下議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員。

はい、起立、多数です。よって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

日程第２３、発議第１号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第２３、発議第１号「上島町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。提出議員である池本　光章議員、提案理由の説明を求めます。池本　光章議員、登壇願います。

（池本 光章議員、登壇）

○（7番・池本 光章 議員）

それでは、発議第１号「上島町議会会議規則の一部を改正する規則」上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定により提出します。

令和３年３月９日提出。上島町議会議長　前田 省二様。　提出者　上島町議会議員　池本　光章。賛成者　上島町議会議員　林　康彦。賛成者　上島町議会議員　濱田　高嘉。

提案理由、本規則の精査に伴い関係規定を整備する必要が生じたのでこの案を提出する。

それでは、３枚目の新旧対照表で改正の概要をご説明いたします。今回の改正は第６６条の見出しにおいて誤りがあったため「会期中」を「会議中」に改めます。また、第１０３条につきましては、近年の携帯電話等の普及により、ほとんどの方が日常的に携帯している状況から、携帯品を禁止する物のうちから「写真機及び録音機」を削除するものです。なお、この規則は公布の日から施行します。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

（池本 光章議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発議第１号「上島町議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第２４、意見書第１号

○（前田　省二　議長）

続いて、日程第２４、意見書第１号「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案)」を議題といたします。

提出議員である 山上 議員、趣旨説明を求めます。山上 議員、登壇願います。

（山上 耕二議員、登壇）

○（4番・山上　耕二　議員）

意見書第１号「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書」（案）

上島町議会会議規則第１４条第２項の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出いたします。

令和３年３月１９日。上島町議会議長　前田 省二　様。提出者　上島町議会議員　山上耕二。賛成者　上島町議会議員 林　敬生。賛成者　上島町議会議員　藤田　徹也。

提出理由、財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしておりますが、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取り組みを推進することこそが双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ安定的な税収維持を図ることができると考えます。

また、併せて、改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要する」ものではないことから、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考えます。

よって、分煙社会の実現と望まない受動喫煙の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう国に強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書」（案）

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間１兆円規模の貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしている。

また、たばこは、たばこ事業法で規定された合法的な嗜好品であり、本町における令和元年度のたばこ税は年間約２，６００万円であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしている。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年４月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など、喫煙規制強化動きの拡大や、たばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けている。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であることから、分煙環境を整備・推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、今後のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれている。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが望まれている。

よって、国においては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年３月１９日　愛媛県上島町議会　提出先　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　厚生労働大臣　農林水産大臣　内閣官房長官

以上です。よろしくお願いします。

（山上 耕二議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

ただ今、趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書第１号「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書」（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

○（6番・林 康彦 議員）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長）はい、林議員。

○（6番・林 康彦 議員）

動議がありますので休憩をとってください。

○（前田 省二 議長）配布する手間も少しかかりますので、ここで５分間休憩をとります。

（休憩１２：１２～１２：１５）

○（前田 省二 議長）

はい。ただ今、林　康彦議員から「藤田徹也議員に対する問責決議案」が提出されました。この動議は２人以上の賛成者がありますので、成立しました。本決議案を日程に追加し、追加日程第１、決議案第１号「藤田徹也議員に対する問責決議案」を議題とします。

本件については、藤田議員本人の一身上に関わる事件であるため、この議事には参与することができませんので、地方自治法第１１７条の規定により、藤田議員の退場を求めます。

（藤田議員　退場）

○（前田 省二 議長）

それでは提出者の説明を求めます。林議員よろしくお願いします。

（林　康彦議員　登壇）

○（6番・林 康彦 議員）

決議案第１号、令和３年３月１９日。上島町議会議長　前田 省二　様。提出者　上島町議会議員　林　康彦。賛成者　上島町議会議員　池本　興治。賛成者　上島町議会議員　濱田　高嘉。賛成者　上島町議会議員　亀井　文雄。賛成者　上島町議会議員　池本　光章。

「藤田徹也議員に対する問責決議案」上記の議案を、上島町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により別紙のとおり提出します。

「藤田徹也議員に対する問責決議」

上島町議会基本条例第２０条に、議員の政治倫理として「議員は、町民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。」と謳われており、また上島町議会会議規則第１０２条には品位の尊重として「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。

その規定にもかかわらず、令和３年２月１７日の第２回議員協議会において、上島町議会だより６２号「住民の声」への掲載について、住民からの投稿文を原文のままでは掲載することはできないとした広報委員会に対して、「原文のまま掲載すべきではないのか」とした濱田議員の抗議の中、池本興治議員と藤田議員の間で二者間の意見が過熱し、藤田議員が前面のテーブルを倒してしまうという器物損壊ともとれる行為を犯した。この行為は同席議員等に対し恐怖と萎縮を与える以外の何物でもなく、品位を欠く、はなはだ許しがたい行為であった。

その行為に対して議長は何の注意もせず、引き続き藤田議員の発言を許可している。その後３月２日の第３回議員協議会において議長からの忠告はあったが、今一度この定例会において藤田議員に対し、反省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。令和３年３月１９日　上島町議会

（林　康彦議員　降壇）

○（前田 省二 議長）

説明が終わりました。質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、決議案第１号「藤田徹也議員に対する問責決議案」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を本決議案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

反対者：徳永議員、林 敬生議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、寺下議員、大西議員。

はい、起立、少数です。よって、決議案第１号は、否決されました。

藤田議員の入場を認めます。

（藤田徹也議員入場）

日程第２５、閉会中の継続調査申し出について

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第２５「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

別紙のとおり、各委員長から上島町議会会議規則第７５条の規定に基づき閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」声多数）ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のあったとおり次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉　会

○（前田 省二 議長）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第７条の規定により、令和３年、第１回上島町議会定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

（起立、礼）

（了）

（令和３年３月１９日　午後１２時２３分　閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議　　長　前田　省二

署名議員　池本　光章

署名議員　藏谷　重文